

Ｕ一つ取ってみても、実際は、NICUはあるんだけれども、何週以上の胎児しか受け入れられませんが、そういった制限がある場合がございます。そういった詳細の条件については現在の出産などにおいては確認することはできず、そういった点において、利用者のニーズには十分応えられているとは言えない状況でございます。

以上を踏まえて、二点お伺いいたします。

出産などの掲載情報につきまして、現在の、出産のときに必要になる施設、そういったものに限らず、妊娠の初期から産後まで拡大し、一つのプラットフォームで必要な情報を一括して得られるよう、機能をより強化していくべきではないでしょうか。

また、例えば先ほど私が挙げましたNICUの、何週以上であれば受け入れられるといった詳細の情報など、こういった利用者のニーズに合わせて、掲載項目でありますとか、さらに、検索時のフィルタリングの機能、こういったものを追加していくことについて、こども家庭庁及び厚生労働省の対応方針をお聞かせください。

○中村政府参考人 お答えいたします。

委員御指摘のとおり、サービスを提供する側ではなくて、ユーザーである妊娠された方、出産される方の目線で、ワンストップで情報が提供されることは非常に大事だというふうに考えております。そういう観点から、こども家庭庁、厚生労働省と一体となりまして、御指摘の出産並びに情報を提供しているところでございます。

議員御指摘の、妊婦の健診、前の健診とか、産後の事業につきまして、厚生労働省と連携いたしまして、この出産並びに、今年度はもう終わってしましますけれども、来年度、情報を掲載することを予定しているところでございます。

引き続き、ユーザーの立場に立つて、厚生労働省と連携して、使い勝手をよくしていきたいと思っております。

○間政府参考人 続けて、委員にお答えいたします。

御紹介いただきました出産並び、今年の二月にも、スマートフォン利用を想定したウェブデザインの見直しや、検索方法の改善等のサイト改修を行いました。この中で、委員からまだ不十分だという御指摘がありました。NICUについても検索できるように改善したところでございます。

この改善に当たりましては、私どもが勝手にということではなくて、アンケートやインタビュー等を通じて妊産婦の方々のニーズを調査して、妊産婦向けのサービス提供に習熟した民間事業者やウェブデザイナーにも御助言をいただきながら、機能、デザインについて見直しを行ったものでございます。こうした方向は今後も徹底していく必要があると思っております。

今後、こうしたユーザー目線での利用体験の向上のために、妊産婦さんを始め、必要な方が必要とする情報へアクセスできるような信頼できる情報源を提供することを目指して、こども家庭庁あるいはデジタル庁とも協力して、アップデートに努めてまいりたいというふうに思います。

○古川（あ）委員 ありがとうございます。

こちら、出産並びについては、ユーザーアンケートでありますとか、そういったものを設置されていることも承知しておりますので、そういったユーザーの声も聞きながら、是非アップデートいただければと思います。

時間が残り僅かですけれども、政府ウェブサイトのユーザーエクスペリエンス向上について御質問させていただければと思います。

政府のウェブサイトにしましては、様々な情報を用意していても、結局使いづらい、そういった声が多く上がっております。こういった点について、二点、課題を提起させていただきます。

一つは、検索機能の問題です。政府のウェブサイトで、多くには検索窓がありますが、キーワードで検索しても、PDF資料が先にひっかかってしまつて、本来見たいような制度全体のページ、そういったものになかなかたどり着かないといった問題がございます。

二つ目は、省庁の組織再編に伴うコンテンツ管理の問題です。

例えば、厚生労働省からこども家庭庁に事業が移った、こんな場合でも、こども家庭庁のページでその事業を調べたところ、クリックすると厚生労働省のアーカイブに飛ぶ。逆に、グーグルなどの検索サイトで検索すると、厚生労働省の別のページがひっかかる。そういった問題がございます。こういった、省庁再編に伴って国民が適切な情報にたどり着けないといった課題があると思っております。これは、一つの省庁の問題ではなく、複数の省庁に関わる問題であり、デジタル庁がこういった問題に対して音頭を取っていくべきだと考えておりますが、政府の見解をお聞かせください。

○森田政府参考人 お答えいたします。

政府のウェブサイトにしまして、その使い勝手や分かりやすさについて様々な意見があるものと承知しております。

デジタル庁におきましては、政府情報システムの整備及び管理についての手続、手順、あるいは各種技術標準等に関する共通のルールや参考のドキュメントとして、デジタル社会推進標準ガイドライン群というものを策定してございます。

ウェブサイトにしまして、このガイドライン群の一環といたしまして、より分かりやすく、使いやすくなるように改善することを始めとした適切な品質の確保を目指しまして、昨年の九月に、ウェブサイトのガイドライン、それからウェブコンテンツのガイドライン、これらを策定して公開しているところでございます。

また、政府のウェブサイトに関係する職員を構成員といたしますウェブサイトコミュニティ、こういったものを運営しまして、専門人材の知見を学ぶ勉強会の開催、それから、デジタル庁からウェブサイトの改善に資するようなツールの提供、こういったものを通じて、ウェブサイトににおける発信力の向上及び品質の向上支援を行っているところでございます。

先ほどございましたうちのPDFに関しまして、本年二月には、デジタル庁ウェブサイトのサイト内検索機能を改善いたしまして、PDFなどのファイルがヒットした場合に、当該ファイルが掲載されているページの情報も併せて同時に提供することが可能となるようにいたしました。今後、改善を行いながら、このような仕組みを各府省にも展開できるようにしてまいりたいと考えてございます。

○古川（あ）委員 ありがとうございます。

時間なので、終わります。

○坂本委員長 これにて古川君の質疑は終了いたしました。

次に、辰巳孝太郎君。

○辰巳委員 日本共産党の辰巳孝太郎でございます。

今年は、東日本大震災、東京電力福島第一原発事故から十五年であります。事故の処理の完了は全くめどが立たず、緊急事態宣言もいまだに解除されておられません。

そんな中、中部電力が再稼働をもうろむ浜岡原発で、原発の耐震設計の基準となる基準地震動について、データが意図的に操作され、過小評価されていたことが判明をいたしました。また、浜岡原発の停止を求めた裁判でも、電力会社側は不正データを使っていたことも明らかになっております。

まず、大臣にお伺いします。中部電力は原発を運転する適格性を欠いており、浜岡原発は速やかに廃炉すべきではありませんか。いかがですか。

○赤澤国務大臣 本件は、原子力の利用の大前提である安全性に対する国民の信頼を大きく損なう、あつてはならないものであると、経済産業大臣として極めて重く受け止めております。

経済産業省として、中部電力に対して、一月五日の月曜日ですが、電気事業法に基づく報告徴収命令を発出いたしました。徹底した原因究明と実効的な再発防止策の検討、実施を求めている、その結果を踏まえ、厳正に対処してまいります。

その上で、中部電力の原子力発電事業者としての適格性については、原子力規制委員会において原子力規制検査の結果なども踏まえて判断されるものと承知しており、私からお答えすることは適切ではないと考えております。

原子力利用における安全性の確保は、原子炉等規制法に基づき、独立性の高い原子力規制委員会が一元的に確認することとなっており、中部電力においては、原子力規制庁の検査や報告徴収命令に対し、真摯に対応してもらいたいと考えております。

○辰巳委員 私は、やはり、地震列島日本において、データを捏造して地震を過小評価しないと原発を動かせない、このことがはつきりした事例だなというふうに思っているんですね。

今大臣から、原子力規制委員会という話がありました。この原子力規制委員会も、外部からの通報を受けるまで不正を見抜けなかったわけですね。

一月の十四日、山中規制委員長の会見によれば、こうあるんです。いろいろ聞き取りをして、最終的に委託先の事業者の報告書の中にあった一文をもって彼らに問い詰めたところ、事業者が不正を認めた、事業者が認めなければ、あるいは報告書の中にその一文がなければ、その事実は依然として確認ができなかった、こう発言されているんですね。この委員長は、データの捏造、この不正は、電力会社だけではなくて、この地震動調査、ボーリング調査などですね、あるいはそれを評価する事業の委託を受けた外部の会社も絡んで行われたということを示しているわけですね。

私は、中部電力が浜岡原発再稼働のために規制委員会に提出をしている設置変更許可申請書において、立地場所の地盤や地震の状況を説明した添付書類六というのを調べました。ここには、地質調査会社一覧表というのが添付されており、中部電力が地質調査を委託した複数の会社名が記載をされております。

規制委員長、今日来ていただいておりますけれども、これらのコンサル会社が今回の浜岡原発の基準地震動のデータ捏造に関わりを持っていたということじゃありませんか。いかがですか。

○山中政府特別補佐人 お答えいたします。設置変更許可申請書の添付書類において、地質調査会社が記載されている場合がございます。これは、断層を調査する際に必要なデータを取得するためのボーリング調査等の地質調査を行う会社であると認識しております。

本年一月二十日に共産党において地質調査会社名を発表されたことは承知しております。これらの会社が不正行為があるとは、現在のところ、認識しておりません。

○辰巳委員 規制委員長、不正はないというふうな断言されたということですか。地質調査会社において、ないということがはつきりしたということとでよろしいんでしょうか。もう一回。

○山中政府特別補佐人 現在のところ、公表された地質調査会社等が不正を行ったという認識ではございません。現在、調査を行っているところでございます。

○辰巳委員 現在のところ、今調査中ですから、不正がなかったとは断言できないということなんですね。

私は、全国全ての原発の設置変更許可申請書を調べました。すると、驚くべきことが分かりました。中部電力が委託をした同じ地質調査会社が、北電、東北電力、東電、関電、中電、九電でも使われているということが分かりました。これは浜岡原発だけの問題ではない。ほぼ全ての電力会社で同じ会社が使われているわけですから、今、不正があったとは断言できないという話です。それから、本来であれば、これは水平展開して、ちゃんと調べなきゃいけません。ところが、山中委員長は、水平展開はしないんだということをこの間の記者会見でもおっしゃられているわけでありまして。

地質調査会社だけではありません。得られた地

質やデータを今度は解析、評価する会社というのが存在をするわけですね。これも電力会社から委託を受けているという説明を規制委員会から私は受けております。ただし、データ解析、評価する個別の会社名については、設置変更許可申請書には記載義務がありませんので、公表がされております。

委員長に続けて確認します。浜岡原発で地震のデータ解析、評価を行った会社が、ほかの電力会社の原発の基準地震動の評価に関わっていないと断言できますでしょうか。

○山中政府特別補佐人 お答えをいたします。

中部電力の不正行為につきましては、現在、原子炉等規制法に基づきまして、報告徴収命令を通して報告を求めているところでございます。また、並行いたしまして、原子力規制検査において事実関係等の確認を進めております。

委託会社がどのように不正に関与しているかは、現時点では明らかにできておりません。

○辰巳委員 つまり、関わっていないということとは断言できないんですね。だったら、きちっと水平展開するということを明言してほしいんですね。

委員長、もう一回。この調査、地震、地質、ボーリングをやる調査、そしてそれを評価する会社がある、ほかの原発で使われている可能性があります。これは、ほかの原発にも水平展開して調査するということを明言してください。いかがですか。

○山中政府特別補佐人 現在、新規制基準適合性に係る設置変更許可申請がなされております。中部電力浜岡原子力発電所三号炉及び四号炉について、当該申請に係る申請書あるいは申請内容を説明するための資料に対する信頼性が損なわれていることから、審査を行うことは判断できないとし、審査を停止しているところでございます。

一般に我々が行っております多層の審査の中では、その評価の方針あるいは方法、条件及び結果について確認をしているところでございます。事

業者においてデータそのものに対して不正行為が行われた場合には科学的に見抜くのは困難であると考えておりますが、データに対して不自然な点が見受けられる場合には事業者に対して指摘をするということは、これまでの審査の中でも行ってきたところであります。また、検査の段階では、データだけではなくて、事業者の職員にもアクセスをいたします。申告制度も含めて、これらの審査、検査を通じて、他の事業者に対して安全上の課題を今のところ見つけることはできておりません。

現在のところ、中部電力の不正行為と類似の情報とは他の原子力事業者に対しては見出せておりませんので、中部電力の不正行為に委託事業者がどのように関与しているかは現時点では明らかにしていないことから、他事業者に対して水平展開をするつもりはございません。

○辰巳委員 長々と答弁されるんですけども、本来まだ分かっているじゃない、だけれども、疑義があるわけですよ。疑義があるわけですか。まだ、水平展開する必要があるじゃないですか。まず原発を止めなきゃならないじゃないですか。だって、電力会社で、ほかの原発で同じような不正が行われている可能性があるわけでしょう。何で水平展開しない、何で原発を今の段階で止めると言えないのかということだと思えますよ。

これは本当にゆゆしき問題だと私は言わなければならぬと思うんですね。この間の浜岡原発のデータの捏造、結局これは、地震大国日本で、地震のデータを捏造しなければ原発を動かすことができないということをはつきりさせた事例だというふうに思います。

東京電力福島第一原発から十五年、いまだに緊急事態宣言も解除されていない中で、これ以上、データの捏造が疑われるような原発を動かすべきではないということを経験に申し上げて、私の質問を終わります。

以上です。

○坂本委員長 これにて辰巳君の質疑は終了いたしました。